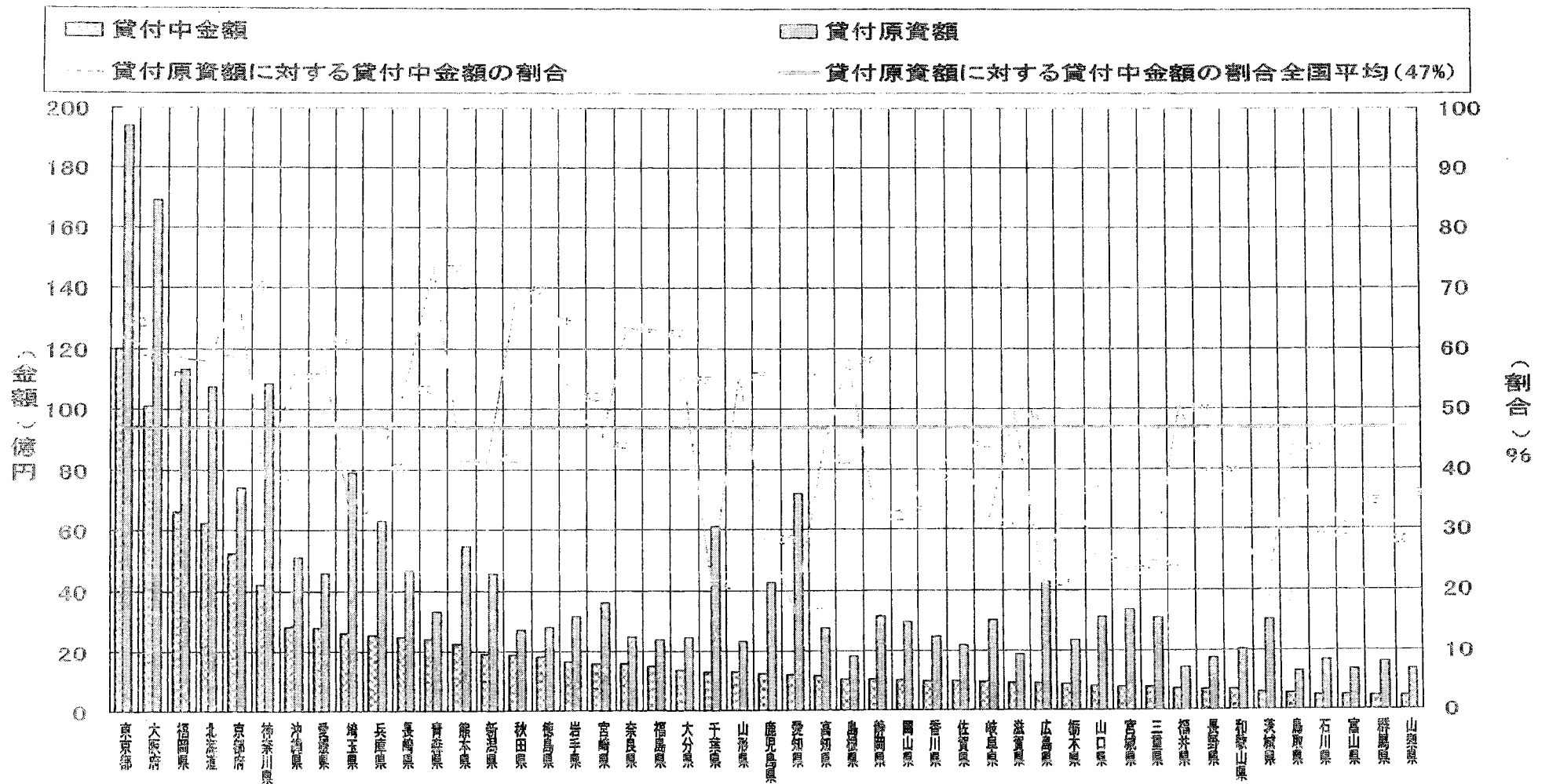


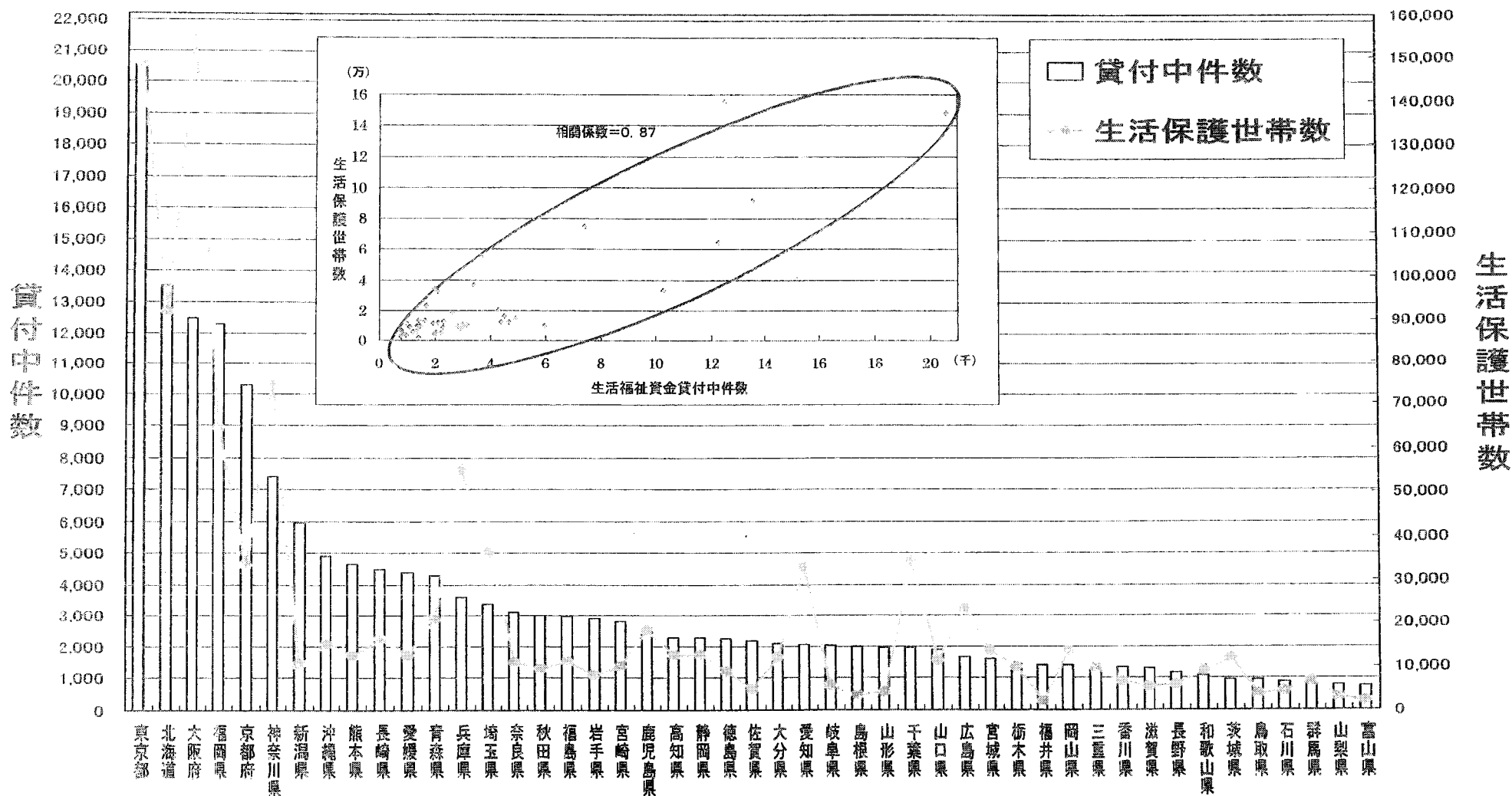
都道府県別貸付原資額及び貸付中金額の状況(平成18年度末)

- 貸付原資額に対する貸付中金額の割合が高い自治体... 1. 青森県(73%) 2. 京都府(70%) 3. 秋田県(69%) 4. 徳島県(65%) 5. 奈良県(64%)
- 貸付原資額に対する貸付中金額の割合が低い自治体... 1. 愛知県(17%) 2. 茨城県(19%) 3. 千葉県(21%) 4. 広島県(21%) 5. 宮城県(23%)



都道府県別 貸付中件数及び生活保護世帯数の相関(平成18年度末)

○ 生活保護世帯数が多い自治体は、概ね、生活福祉資金貸付中件数も多い。



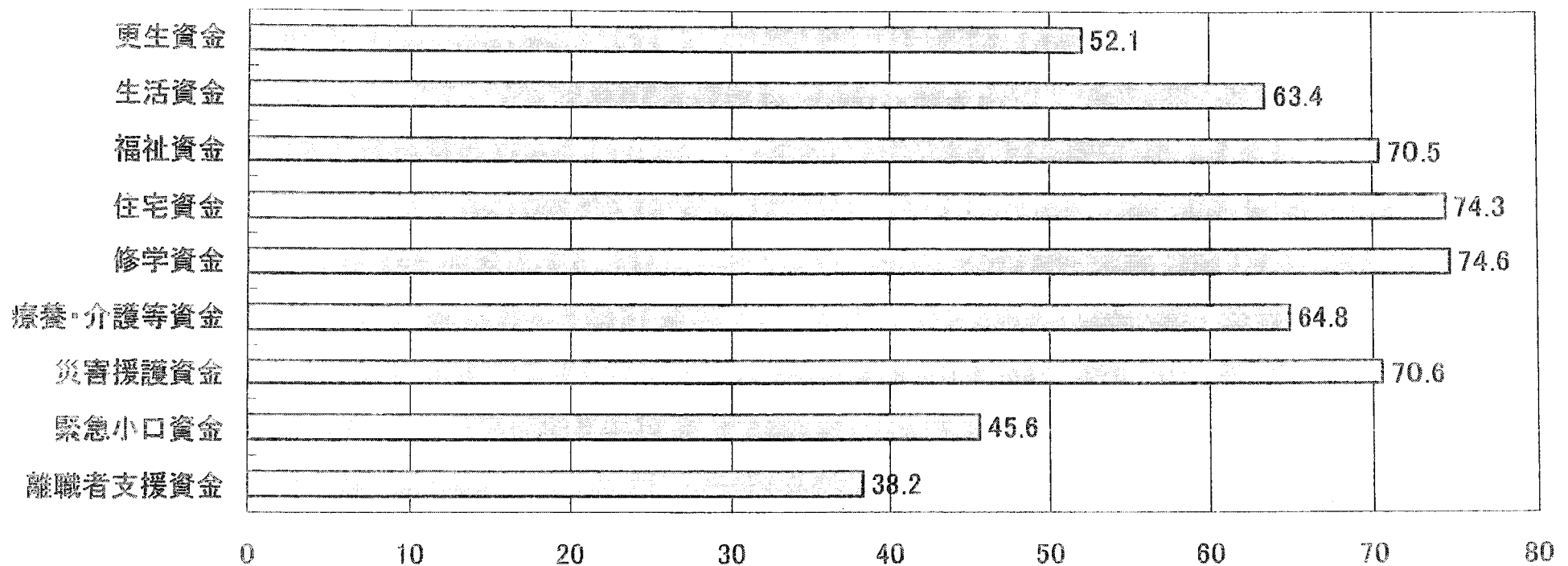
平成18年度における償還率(18年度償還計画額に対する償還済額の割合)

○ 平成18年度における償還率(償還計画額に対する償還済額の割合)は、約64%

※各資金別の償還率については以下のとおり。

平成18年度における各資金別の償還率(償還計画に対する償還済額の割合)

※全国社会福祉協議会調べ



※平成18年度償還計画額は約121億、そのうち償還済額は約77億円であるため、償還率は約64%

生活福祉資金の沿革(1)

昭和27年 (1952年)	<p>第7回全国民生委員・児童委員大会（滋賀県大津市）</p> <p>戦後激増した低所得者階層に対してその生活基盤を確保し、生活保護世帯へ至らないようにするため、適切な生活指導と必要な援助とを与える「世帯更生運動」を全国的な運動として展開する旨の「世帯更生運動実践申合決議」が採択される。</p>
昭和30年 (1955年)	<p>世帯更生資金貸付制度の誕生</p> <p>自立助長の貸付原資として1億円が計上され、創設当初は国と都道府県が、それぞれ2分の1ずつ負担して、都道府県社会福祉協議会に補助を行った。貸付の種類は、生業資金、支度資金、技能習得資金の3種類としていた。</p>
昭和32年 (1957年)	<p>生活資金の新設、医療費貸付制度の創設</p> <p>世帯更生資金貸付制度に生活資金（生活費、家屋補修費、助産費、葬祭費）が新設。また、同種の制度として、低所得者に対する医療費貸付制度が創設されたほか、従来の2分の1であった国庫補助率が医療費貸付制度と同様に3分の2まで引き上げられた。</p>
昭和36年 (1961年)	<p>身体障害者更生資金、住宅資金、修学資金の創設等</p> <p>医療費貸付制度が、世帯更生資金貸付制度に統合され、資金種類も更生資金（生業費、支度費、技能習得費）、生活資金に加えて、身体障害者更生資金、住宅資金、修学資金、療養資金の6種類となった。</p>
昭和37年 (1962年)	<p>災害援護資金の創設</p>
昭和47年 (1972年)	<p>福祉資金の創設</p> <p>従来の生活資金出産費、葬祭費、住宅資金転宅費を福祉資金に整理統合。</p>
平成元年 (1989年)	<p>福祉資金の中に身体障害者自動車購入費を追加</p>

生活福祉資金の沿革(2)

平成2年 (1990年)	<p>「世帯更生資金貸付制度」から「生活福祉資金貸付制度」へ名称変更</p> <p>在宅福祉を推進する観点にたつて日常生活上の要介護老人のいる世帯の所得制限の緩和、知的障害者世帯の所得制限の撤廃を行うとともに名称を変更。</p>
平成8年 (1996年)	<p>福祉資金の中に中国残留邦人等国民年金追納費を追加</p>
平成12年 (2000年)	<p>療養資金の対象者の拡大</p> <p>介護保険制度の施行に合わせ、介護保険サービスを受けるために必要な資金の貸付を行うよう、貸付対象を拡大した。療養資金は「療養・介護資金」に名称を変更。</p>
平成13年 (2001年)	<p>離職者支援資金の創設</p> <p>総合雇用対策の一環として失業者に対する離職者支援資金を貸し付ける制度を創設した。</p>
平成14年 (2002年)	<p>長期生活支援資金、緊急小口資金の創設</p> <p>低所得の高齢者世帯に対し、居住用資産を担保に生活資金を貸し付ける長期生活支援資金、低所得世帯における緊急かつ一時的な資金需要に応えることを目的とした緊急小口資金を創設した。</p>
平成18年 (2006年)	<p>療養・介護資金の対象者の拡大</p> <p>障害者自立支援法への対応を図るため、障害福祉サービス等受給のために必要な経費の貸付を行うよう貸付対象を拡大した。療養・介護資金は「療養・介護等資金」に名称を変更。</p>
平成19年 (2007年)	<p>要保護世帯向け長期生活支援資金の創設等</p> <p>要保護の高齢者世帯に対し、居住用資産を担保に生活資金を貸し付ける要保護世帯向け長期生活支援資金を創設した。また、多重債務を未然に防ぐ観点から緊急小口資金の貸付上限額を5万円から10万円に引き上げ、住宅資金を福祉資金に統合した。</p>